## 第2回 行政と私たちとの間の法的関係(具体例)

## 第3回 法学部の専門科目としての行政法

### <今回のテーマ - 予習・復習のためのヒント>

(1) 「行政法(学)」は、「行政と私たちとの間の法的関係」について、どのように理解・整理 をするのだろうか?

まずは【第1回レジュメ】の最後に掲げた〈第2回のための【具体例】」〉を再読した上で、以下の2つの会話を読み、さらには、別添の【補足資料】の条文とも照らし合わせながら、このレジュメ3頁の「イメージ図」を眺めることで、行政法(学)からの"理解・説明の仕方"のおおよその"イメージ"をつかんでください。

(2) その上で、大学の法学部の「専門科目」としての行政法、とはどういう意味か? 合わせて、行政法の学修に際して、どんな点に留意しながら学ぶと良いのだろうか?

## |世間の「常識」=「一般教養(科目)」の文脈からの理解・整理のイメージ|

「・・・Aさんは、卒業検定試験に合格したんだから、運転してもいいんじゃないの?」「そんなことないよ。みんな、警察署とか運転免許センターに行って、運転免許をもらっているよ。」「そうかもしれないけど、自転車は誰でも自由に乗れるんだから、自動車だってしっかりした運転技術を習得していることが卒検の合格で証明されたなら、自由に運転が出来てもいいような気がする。」「そう言えば、Bさんは、身体は健康なのに、運転免許をもらえなかった、って言ってたよ。」「それはおかしいね。警察署でちゃんと書類を出せば、必ず運転免許はもらえるって聞いたけどなぁ。」「Bさんの話が本当だとしたら、警察の対応はおかしいんじゃないのかな。」

「もしも警察が権力を振り回すようなら、日本が民主主義国家だっていうことに反することになるよ。」 「そういった警察の判断は、国民主権を掲げる日本国憲法に反する可能性だってあるってことだね。」 「さすが、法学部生だけのことはあるね。言うことが違うよ。」

「それはそうと、Aさんは、しばらく経ってから蛇行運転で免許を取り消されたらしいね。」 「大きなごみを避けようとしたとしても、実際に蛇行運転をしたんだから、しょうがないよ。」

「でも、Aさんは、普段はとっても運転マナーがいいっていう評判だよ。」

「もしかして、その警察官は、Aさんに個人的に借金があったりしたとか。」

「そんなことしたら、それこそ職権濫用で民主主義の崩壊だよ。」

「でも、本当にAさんはたまたま大きなごみを避けただけなら、納得がいかないのも分かるよね。」「Aさんの蛇行運転がもしも警察官の思い違いだとしたら、どうなるのかな。」

「もしもその警察官が思い違いを認めるならば、もちろん正々堂々とAさんは運転できるはずだよ。」 「まぁ、警察官が思い違いを認めるなんてことは、そうそうないことだけどね。」

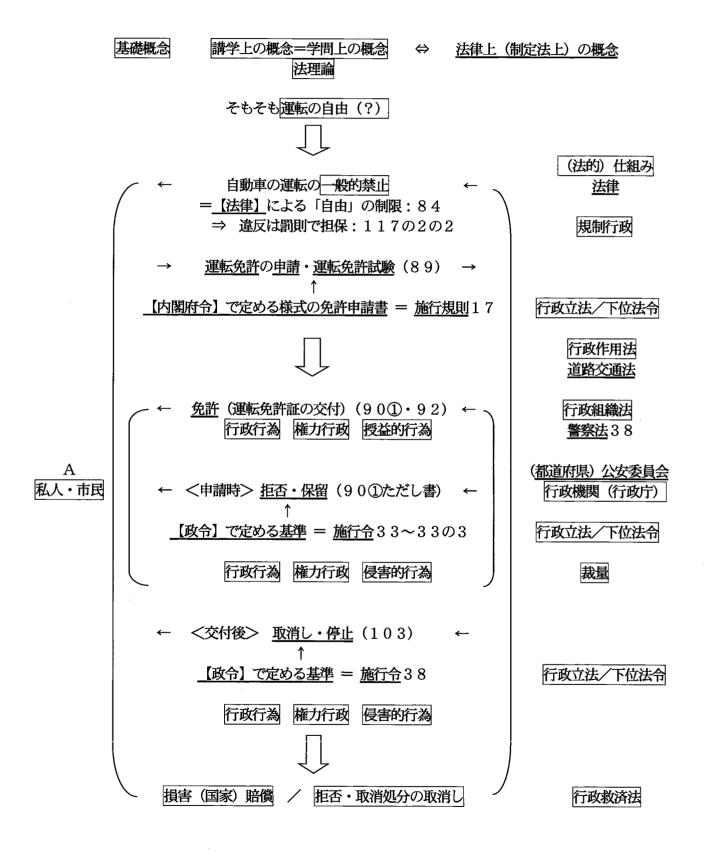
「でも、実際、その警察官は、Aさんが蛇行運転をしていないかどうか、後で確認に来たらしいよ。」「Aさんの話では、自分は大きなごみを避けただけだって説明したら、その警察官は納得したように見えたので、Aさんは、面倒な手続をしないで済んで良かった、と理解して、そのまま運転を楽しんでいるらしいし。」

「それなら良かったね。万事決着したってことだね。」

# 大学の法学部の「専門科目」としての「行政法」の文脈からの理解・整理のイメージ

- 「そもそも、何で道路交通法が運転免許制度を採用しているのか、という点についてはどうかな。」
- 「まず、<u>給付行政</u>の話でないということは明らかだよね。その上で、昔の言い方をするならば、運転免許は行政行為の中で講学上の許可に当たるから、行政庁の裁量の幅は狭いってことになるよね。」
- 「今では<u>行政行為の分類論</u>にはこだわらないから、そういう説明は古く見えるけど、言いたいことは分かるよ。」
- 「それなら、こういう言い方がいいのかな。<u>道交法の許可要件の書き振り</u>からしても、行政庁側としては 基本的には要件を満たす場合には免許を与えるという思考で判断すべきだっていう趣旨だね。」
- 「そうだね、その方がしっくりくるかもしれないね。少し違う角度からの言い方をすると、いずれにせよ、 ここでAさんが置かれている立場という点では、<u>民主主義的な発想からくる立場・地位ではなくて、</u> むしろ典型的な自由主義的な立場の問題だっていう整理もできるね。」
- 「まさにそういうことになるのかな。裁量の広狭を判断する際には、確かにそういった視点も大事だね。 他方で、道交法 90 条のただし書きを見れば、Aさんが免許を申請したからといって、必ず運転免許 をもらえるわけではないことも明らかだよね。」
- 「それでも、少なくとも申請したのに公安委員会が何も言ってこなければ、<u>不作為の違法確認訴訟</u>はできるよね。」
- 「あるいは、Aさんが要件を満たしていることが明らかであれば、<u>裁量権の収縮とか消極的濫用の考え方</u>からすると、<u>義務付け</u>も求められるんじゃないかな。」
- 「ところで、Aさんが免許をもらった後の免許取消しについてはどうかな。」
- 「念のための確認だけど、この取消しは講学上の概念では、取消しではなく撤回っていうことだね。」
- 「そういうことになるね。その上で、道交法 103 条の書き振りを見ると、さっき見た 90 条のただし書きとは違って、行政庁の裁量の幅は広いように見えるよね。」
- 「確かにそう見えるね。ただ、いずれにしても、Aさんの運転を「著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある」と判断する際の公安委員会の<u>裁量に逸脱・濫用</u>がなかったと言えるかどうかが論点になるんだね。」
- 「もしかしたら<u>重大な事実誤認</u>によって裁量権の逸脱・濫用が認められるというケースもあるかもしれないね。」
- 「あるいは、もしもその警察官がAさんから借りていた借金のうさばらしに免許取消処分にしたとしたら、 目的・動機違反にも当たるかもしれないし。」
- 「一方で確実に言えることは、仮にその警察官が少し思い違いか何かをしていたとしても、そのことだけでは、Aさんはそのままでは正々堂々と運転をすることはできないってことだね。」
- 「<u>行政行為の効力</u>の話だね。もしも警察官が事後的に確認に来て、Aさんの説明に対して個人的には納得したようにAさんの目には映ったとしても、何ら事情は変わらない、っていうことだね。ところで、 <u>重大明白説</u>に立ったとして、無効にはならないのかな。」
- 「確かにその点は確認する必要があるけど、要するに、<u>行政行為の瑕疵</u>をどう見るか、ということだね。 ただ、このケースだと<u>無効</u>になるかどうかは難しいところじゃないかな。」
- 「今の点も含めて<u>無効</u>になるほどではないということになるならば、行政行為の<u>公定力</u>が働くことになるから、結論としては、Aさんはこのままでは自由に運転を続けることはできない、っていうことになりそうだね。」
- 「逆の言い方をすると、Aさんが運転を続けるためには、やはり裁判を提起するとか何らかのアクションを起こす必要がある、ってことだね。」

# (1) <第2回のための【具体例】> をめぐる"行政法(学)からの理解"のイメージ図



# (2) 大学の「専門科目」としての「行政法」をより良く学ぶための「ヒント」 【私見】

① 「法」= 社会の規範 (ルール)

前提: いろいろな考え方の人がいるということ

- ⇒ 同じ文章 (e.g. 法律の条文) を見ても全ての人が同じように理解するとは限らない
- ⇒ "他の人の考えを理解すること"の重要性 /「コトバ」の"面白さ"
- ⇒ 法学部生は"就職の際につぶしがきく"(?) : 議論の前提としての「論点整理能力」
- ② 「専門科目」としての「(行政) 法学」を学ぶ上で求められること
  - i) 「専門科目」 ≠ 世間の「常識」「一般教養」・・・・・ ただし "誤解" のないように \$
  - ii) 他の「専門科目」との関係 Cf. 民法、刑法、政治学(行政学)、経済学、社会学 etc.

# 行政法(学)の"物の見方・考え方" = 行政法(学)的な「分析・整理・理解の仕方」

- (大学の法学部の)「専門科目」で問われるのは、それぞれの学問上の「法理論」(考え方) と それを支える基礎的な「概念」(専門用語)を適切に使って、"具体的なケース"について自分の コトバで論理的な"文章"の形で「説明」ができるか、ということ
  - ⇒ 仮に「私はこう思う」という考え方あるいは結論それ自体は正当であったとしても、「**行政法(学)の文脈(≒"文法")**」に則った「説明」が出来ていなければ、「専門科目」としての「行政法」を"理解"していることにはならない
  - = 「法理論」と「基礎概念」を単に"覚える"のではなく、「コトバ」として意識して"文章"の中で"理解する"ことが必要 Cf. 第1回レジュメ(1)②iv)「復習のヒント」
  - = まさに"日本語"能力の問題ではあるが、ある意味ではむしろ"外国語"
- "(単に) 知っている" ≠ "理解している" / 法学 ≠ 暗記科目 / 「論理的思考力」【参考】 獨協大学 HP: 『Wissenschaft 2011』 p94 抜粋 & 『Wissenschaft 2014』 p97
- 他方で、大学における法学教育の目的 ≠ 「唯一かつ究極」の「正解」を得ること
  - ⇒ 「法・法律は万能」(= 法学部生・出身者が陥りやすい"妄想")"ではない"
- ③ 行政法学の特殊性?【再掲】 【第1回レジュメ(2)④ & 別添≪行政法のイメージ≫図】

「法理論」「基礎概念」「実定(制定)法」「行政実務」の相互関係

⇒ 「一般から具体へ、具体から一般へ」

以上

# 第2回 & 第3回 補足資料 行政と私たちとの間の法的関係(具体例)

## A-1) 道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)(抄)

#### (公安委員会の交通規制)

第四条 <u>都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)</u>は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)(次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。)又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2~5 (略)

#### (運転免許)

第八十四条 自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、<u>公安委員会</u>の運<u>転免許(以下「免</u> <u>許」という。)を受けなければ</u>ならない。

2~5 (略)

#### (免許の申請等)

- 第八十九条 免許を受けようとする者は、その者の住所地・・・(中略)・・・を管轄する<u>公安委員会</u>に、<mark>内閣府令</mark>で定める様式の免許申請書(次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該免許申請書及び必要な事項を記載した当該質問票)を提出し、かつ、 当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。
- 2 前項に規定する公安委員会は、同項の規定により免許申請書を提出しようとする者に対し、その者が次条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。
- 3 (略)

## (免許の拒否等)

- 第九十条 <u>公安委員会</u>は、前条第一項の運転免許試験に合格した者・・・(中略)・・・に対し、<u>免許を与えなければならない</u>。ただし、 次の各号のいずれかに該当する者については、<mark>政令</mark>で定める基準に従い、<u>免許・・・(中略)・・・を与えず、又は六月を超えない範囲</u> 内において免許を保留することができる。
  - 一 次に掲げる病気にかかつている者
    - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの
    - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの
    - ハ イ又は口に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
  - 一の二 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五条の二に規定する認知症・・・(中略)・・・である者
  - 二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 第八項の規定による命令に違反した者
- 四 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為(次項第一号から第四号までに規定する行為を除く。)をした者
- 五 自動車等の運転者を唆してこの法律の規定に違反する行為で重大なものとして<mark>政令</mark>で定めるもの(以下この号において「重大違反」という。)をさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において当該重大違反を助ける行為(以下「重大違反唆し等」という。)をした者
- 六 道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従つて用いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)で次項第五号に規定する行為以外のものをした者
- 七 第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

- 2 前項本文の規定にかかわらず、<u>公安委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者については、**政**令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。
  - 一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者
- 二 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から 第四条までの罪に当たる行為をした者
- 三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)
- 四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者
- 五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるものをした者
- 3 (略)
- 4 <u>公安委員会</u>は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、若しくは保留しようとするとき又は第二項の規定により免許を拒否しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、<u>あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び</u>有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 5 <u>公安委員会</u>は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第一項第四号から第六号までのいずれかに該当していたことが判明したときは、 政令で定める基準に従い、 <u>その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免</u>許の効力を停止することができる。
- 6 <u>公安委員会</u>は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが 判明したときは、<u>その者の免許を取り消すことができる</u>。

7~14 (略)

(免許証の交付)

第九十二条 免許は、運転免許証(以下「免許証」という。)を交付して行なう。 (以下及び2項略)

(免許の取消し、停止等)

- 第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する<u>公女委員会</u>は、<mark>政令</mark>で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。 (以下略)
  - 次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき。
  - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて 政令で定めるもの
  - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの
  - ハ イ及び口に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
  - 一の二 認知症であることが判明したとき。
  - 二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。
  - 三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。
  - 四 第六項の規定による命令に違反したとき。
  - 五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき……。
  - 六 重大違反唆し等をしたとき。
  - 七 道路外致死傷をしたとき(次項第五号に該当する場合を除く。)。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。

2~10 (略)

第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 法令の規定による運転の免許を受けている者・・・(中略)・・・でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで・・・(中略)・・・運転した者

二~十二 (略)

## A-2) 道路交通法施行令(昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号)(抄)

(免許の拒否又は保留の基準)

- 第三十三条 法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する場合(次号の場合を除く。)には、<u>運転免許(以下「免許」という。)</u> を与えないものとする。
  - 二 六月以内に法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれにも該当しないこととなる見込みがある場合には、免許を保留するものとする。
- 2 法第九十条第一項第三号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 法第九十条第一項第三号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が重ねて同号に該当した場合には、同条第六項の規定による命令に違反したことについてやむを得ない理由がある場合を除き、免許を与えないものとする。
- 二 法第九十条第一項第三号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)には、免許を保留するものとする。
- 第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 運転免許試験(以下「試験」という。)に合格した者・・・(中略)・・・が一般違反行為(自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。)をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき……は、免許を与えないものとする。
    - イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

口~ホ (略)

- 二(略)
- 三 試験に合格した者が一般違反行為をした者で、当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

四~八 (略)

- 2 法第九十条第二項各号のいずれかに該当する者についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 試験に合格した者・・・・・か特定違反行為(別表第二の二の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。)をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき・・・・・は、免許を与えないものとする。
  - イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ~チ (略)

二~五/3・4 (略)

### (免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準)

第三十三条の三 法第九十条第五項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 免許を受けた者が第三十三条の二(第二項を除く。次号において同じ。)の基準において免許を与えないこととされている者であったとき(同条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に係る者にあっては、それぞれ引き続き同項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当している場合に限る。)は、その者の<u>免許を取り消すものとする。</u>
- 二 免許を受けた者が第三十三条の二の基準において免許を保留することができることとされている者又は免許を保留することとされている者であつたとき(同条第一項第三号又は第六号に係る者にあつては、それぞれ引き続き同項第三号又は第六号に該当している場合に限る。)は、それぞれその者の<u>免許の効力を停止することができ、又は停止</u>するものとする。

(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)

- 第三十八条 免許を受けた者が法第百三条第一項第一号又は第一号の二に該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 法第百三条第一項第一号又は第一号の二に該当することとなった場合(次号の場合を除く。)には、免許を取り消すものとする。

二 六月以内に法第百三条第一項第一号イからハまでに掲げる病気にかかつている者又は同項第一号の二に規定する認知症である者 に該当しないこととなる見込みがある場合には、免許の効力を停止するものとする。

#### 2~4 (略)

- 5 免許を受けた者が法第百三条第一項第五号から第八号までのいずれかに該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。
- イ 一般違反行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が、別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞ れ同表の第二欄、第三欄、第四欄、第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したとき。
- ロ 別表第四第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。
- 二 次のいずれかに該当するときは、免許の効力を停止するものとする。
  - イ 一般違反行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が、別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞ れ同表の第七欄に掲げる点数に該当したとき。
  - ロ 別表第四第四号に掲げる行為をしたとき。
  - ハ 法第百三条第一項第八号に該当することとなつたとき。
- 6 7 (略)

## A-3) 道路交通法施行規則(昭和三十五年十二月三日総理府令第六十号)(抄)

#### (免許申請書)

- 第十七条 法第八十九条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二のとおりとする。
- 2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付(第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示)しなければならない。
- 一 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者(以下「免許申請者」という。)が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し(同法第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ。)

## 二~七 (略)

- 八 健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの・・・・・・
- 九 申請前六月以内に撮影した無帽(免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)
- 3 (略)

## B) 警察法(昭和二十九年六月八日法律第百六十二号)(抄)

### (この法律の目的)

第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

### (警察の責務)

- 第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と 秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。
- 2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

### (設置及び組織)

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

#### (任務及び所掌事務)

- 第五条 <u>国家公安委員会</u>は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。
- 2 前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
- 3 国家公安委員会は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
- 4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。
  - ー 警察に関する制度の企画及び立案に関すること。
  - 二~六 (略)
  - 七 全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。

八~二十五 (略)

- 二十六 前各号に掲げるもののほか、他の法律(これに基づく命令を含む。)の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務
- 5 前項に定めるもののほか、<u>国家公安委員会</u>は、第一項の任務を達成するため、<u>法律</u>(法律に基づく命令を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。
- 6 前二項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第二項の任務を達成するため、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条 第二項に規定する事務のうち、第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定され た基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。 7 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

#### (設置)

第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

### (所掌事務)

第十七条 <u>警察庁</u>は、国家公安委員会の管理の下に、<u>第五条第二項各号に掲げる事務をつかさどり</u>、及び<u>同条第三項の事務について国家</u>公安委員会を補佐する。

## (組織及び権限)

第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

- 2 都道府県公安委員会は、都、道、府及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定により指定 する市(以下「指定市」という。)を包括する県(以下「指定県」という。)にあつては五人の委員、指定県以外の県にあつては三人の 委員をもつて組織する。
- 3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。
- 4 第五条第五項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。
- 5 都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に関し、法令又は条例の特別の委任に基いて、<u>都道府県公安委員会規則</u>を制定することができる。
- 6 都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。